

大野町地域福祉活動計画

(2019年度～2023年度)



平成31(2019)年3月
社会福祉法人大野町社会福祉協議会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画の策定の趣旨と背景.....	1
2 地域福祉活動計画とは.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 統計データ等からみる本町の現状.....	5
2 アンケート調査と主な結果.....	17
3 事業の評価及び課題.....	29
第 3 章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念.....	32
2 スローガン.....	33
3 重点目標.....	33
4 計画の体系.....	34

第4章 施策の展開..... 35

- 1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進... 35
- 2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築..... 40
- 3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり..... 42

第5章 計画の推進..... 45

- 1 連携と協働による計画の推進..... 45
- 2 計画の評価と推進体制..... 45



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨と背景

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化の波が押し寄せ、それに伴う高齢者の孤立や孤独、地域コミュニティ[※]機能の衰退、介護・医療・年金といった社会保障費の増大などにより、地域福祉の充実が求められています。

国では、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正 (平成 25 (2013) 年 6 月) され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者[※]に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されています。また、介護保険法の改正 (平成 27 (2015) 年 4 月) により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム[※]」の構築が推進されています。さらに、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要となってきます。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進の中核を担う社会福祉協議会の役割は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが、求められています。そこで、より公益的な活動の幅を広げ、住民・ボランティアの主体的な参加による制度内外の福祉サービスの実践、地域や住民の力が集まるシステムづくりが必要です。

本会では、「みんなのあったかまちづくり」をスローガンに、住民の皆さまが住み慣れたまちでいつまでもいきいきとした暮らしを続けられるよう事業を展開してまいりました。

※**地域コミュニティ**：日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会

※**避難行動要支援者**：災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。災害時要配慮者とも呼ばれる。

※**地域包括ケアシステム**：支援が必要な高齢者等に対し、生活上の安全・安心・健康を確保するために、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制。

このたび大野町の第3期「大野町地域福祉計画」策定に合わせ、本会では「大野町地域福祉活動計画」を策定しています。策定にあたり、両計画は大野町の地域福祉を推進するいわば“車の両輪”として機能するように連携を図りながら策定しています。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができる社会をめざし、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて共に支えあい、共に助けあう地域社会づくりを行うことです。

このような「地域福祉」の実現のためには、総合的な視点を持って、福祉に関わる人とまちづくりに関わる人が連携することが重要となってきます。

福祉的課題の解決には、住民一人ひとりが主体となって助けあい、支えあいを実践し、推進するしくみづくり、専門機関との連携が欠かせません。情報や課題を共有し、住民相互による「地域力」を向上することや、支援関係機関・団体、事業者、ボランティア等が主体的かつ有機的につながり、地域における活動を広げていくことが地域福祉の役割です。

|| 2 地域福祉活動計画とは

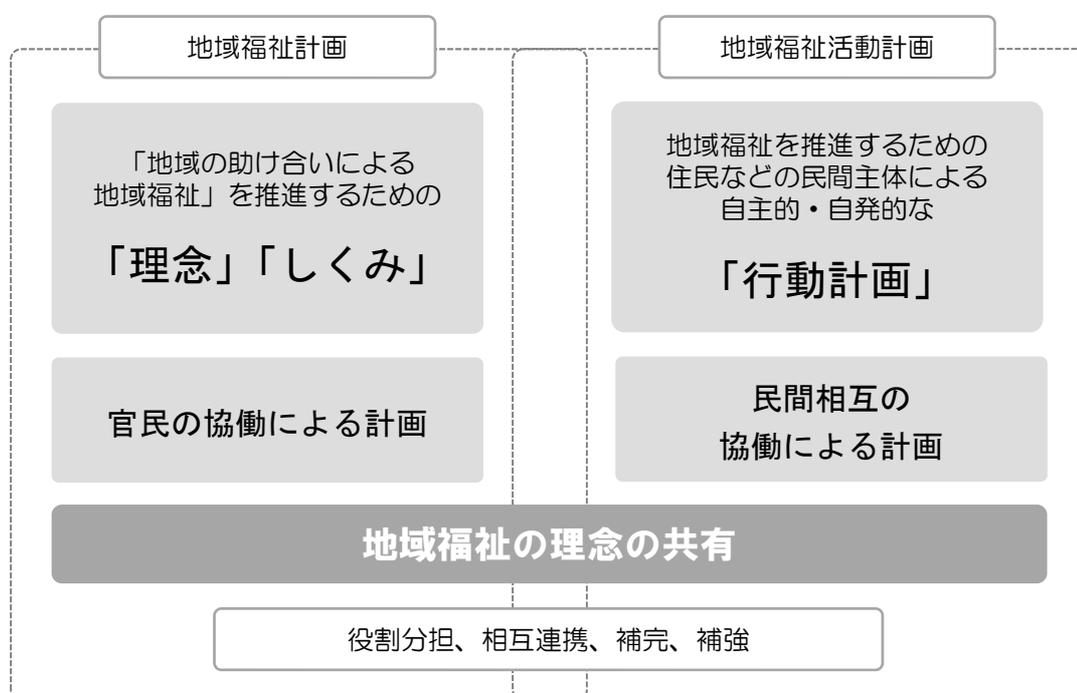
「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を経営する人等が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

その内容は、福祉的ニーズが現れる地域社会において、住民や民間団体による課題解決に向けた諸活動を体系的にまとめたものです。

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく行政計画であり、地域福祉の理念やしきみ、行政施策を掲げるものです。地域福祉活動計画は、具体的な実践活動についての計画を定め、官民協働により基本理念や基本目標を共有しながら地域福祉を推進する計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、協働[※]しあいながら、地域福祉を進展していきます。



※協働：共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間とします。

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合性を図るため、必要に応じて、見直しを行うこととします。

	平成 31 (2019) 年	平成 32 (2020) 年	平成 33 (2021) 年	平成 34 (2022) 年	平成 35 (2023) 年
地域福祉活動計画	大野町地域福祉活動計画				
地域福祉計画	大野町地域福祉計画				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、地域福祉懇談会を実施するとともに、町の地域福祉計画策定と連携し、住民アンケート調査の結果等も参考にしました。



第 2 章

地域福祉を取り巻く現状

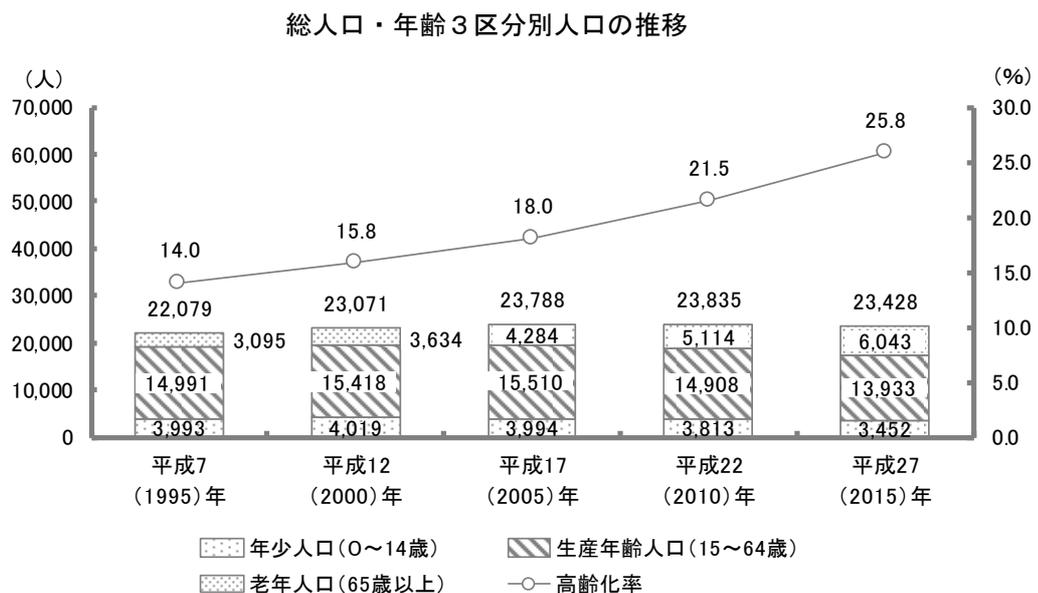
1 統計データ等からみる本町の現状

(1) 人口・世帯等の状況

① 総人口・年齢3区分別人口※の推移

総人口は、平成7（1995）年より微増を続けていましたが、平成27（2015）年には減少し、23,428人となっています。

また、老年人口は年々増加しており、平成27（2015）年では6,043人となっています。



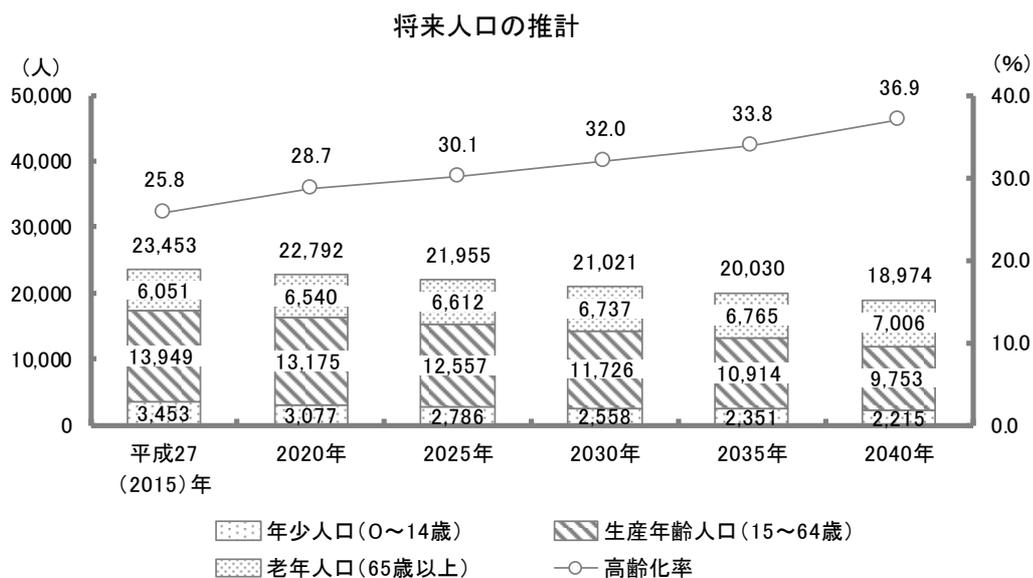
資料：国勢調査

※年齢3区分別人口：15歳未満人口、15～64歳人口、65歳以上人口の3つの区分で分けた人口区分のことをいう。

② 将来人口の推計

将来人口は、今後減少していくことが予想され、2040年には18,974人と、平成27（2015）年と比較し、4,479人減少する見通しとなっています。

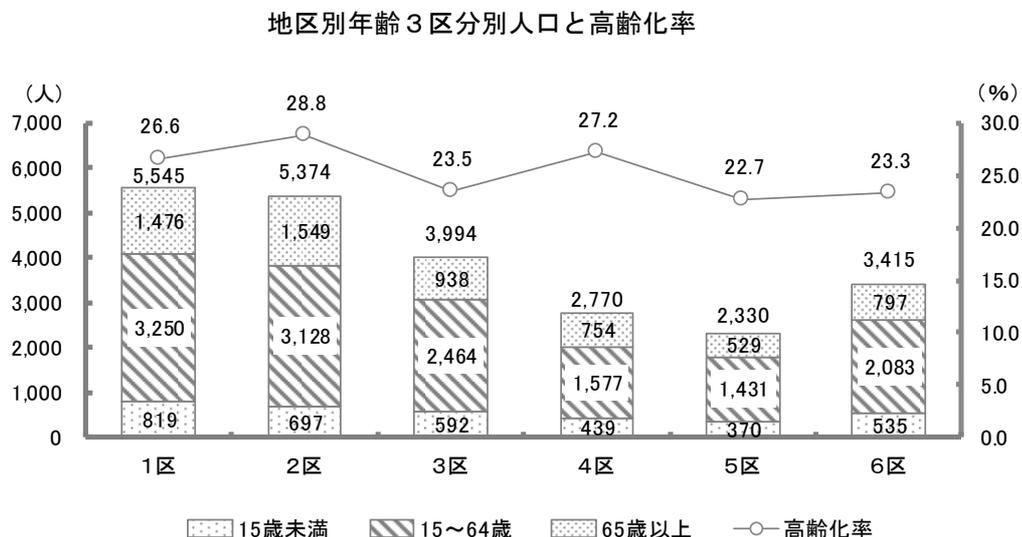
一方で、老年人口は増加していくことが予想され、2040年には老年人口が7,006人となり、高齢化率※は36.9%になる見通しとなっています。



※高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

③ 地区別年齢3区分別人口と高齢化率

地区別人口は、平成 27（2015）年度で、1区が最も多く、5,545 人となっています。また、高齢化率は2区が最も高く 28.8%となっています。

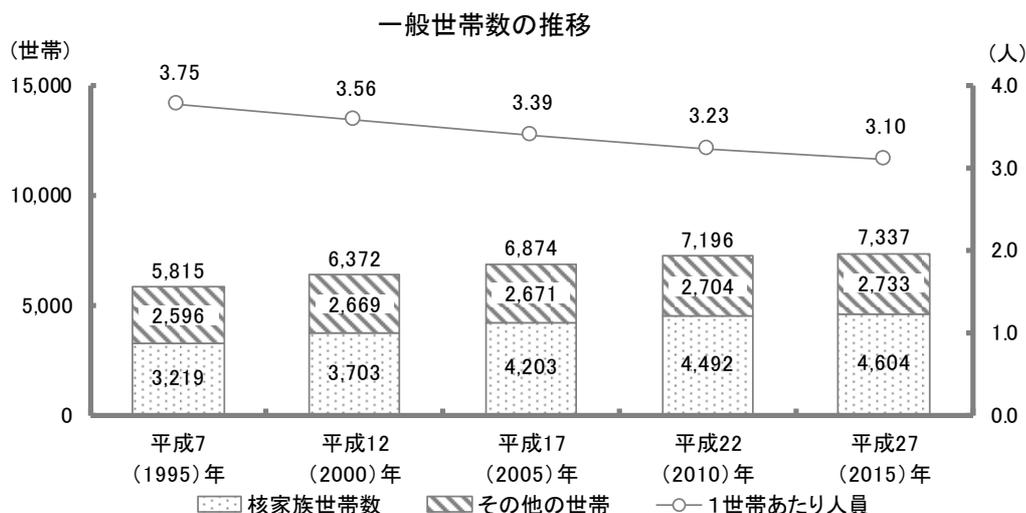


資料：国勢調査（平成 27（2015）年度）

④ 一般世帯数の推移

一般世帯数は、年々増加しており、平成 27（2015）年では 7,337 世帯となっています。世帯別で見ると、核家族世帯は年々増加しており、平成 27（2015）年では 4,604 世帯となっています。

一方で、1世帯あたり人員は年々減少しており、平成 27（2015）年では 3.10 人となっています。

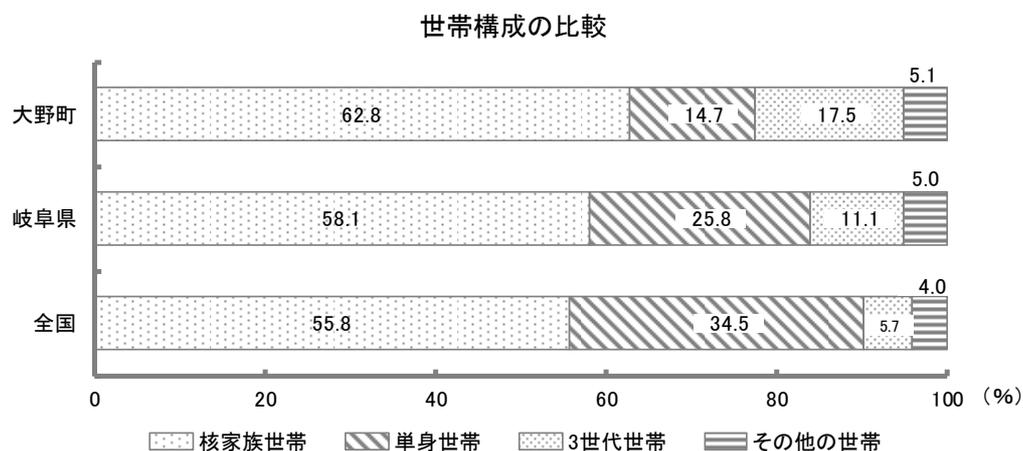


資料：国勢調査

※核家族世帯：世帯構造の分類のひとつであり、1. 夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、2. 夫婦と未婚の子のみの世帯（夫婦と未婚の子のみで構成する世帯）、3. ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）の3つをいう。

⑤ 世帯構成の比較

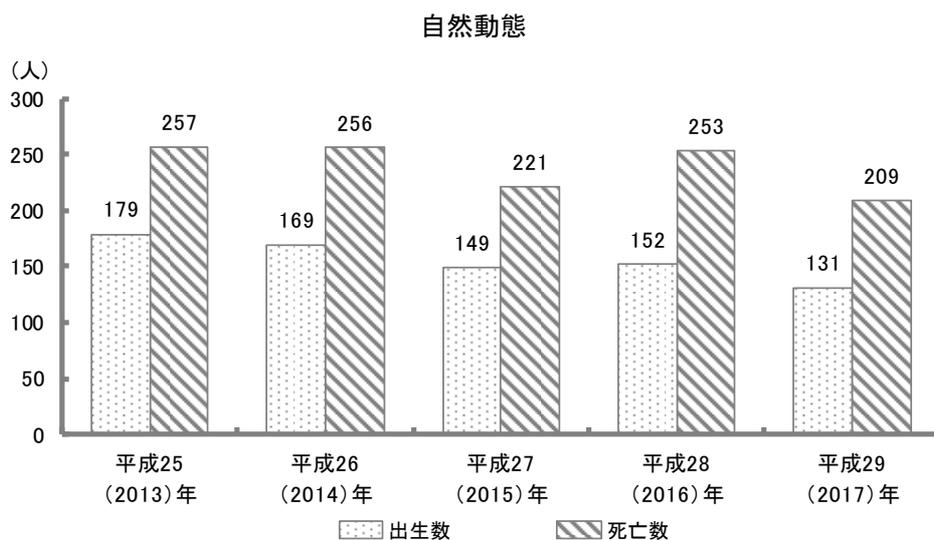
世帯構成は、核家族世帯、3世代世帯は県・全国よりも高くなっています。
 単身世帯は、県・全国よりも低くなっています。



資料：国勢調査（平成27（2015）年度）

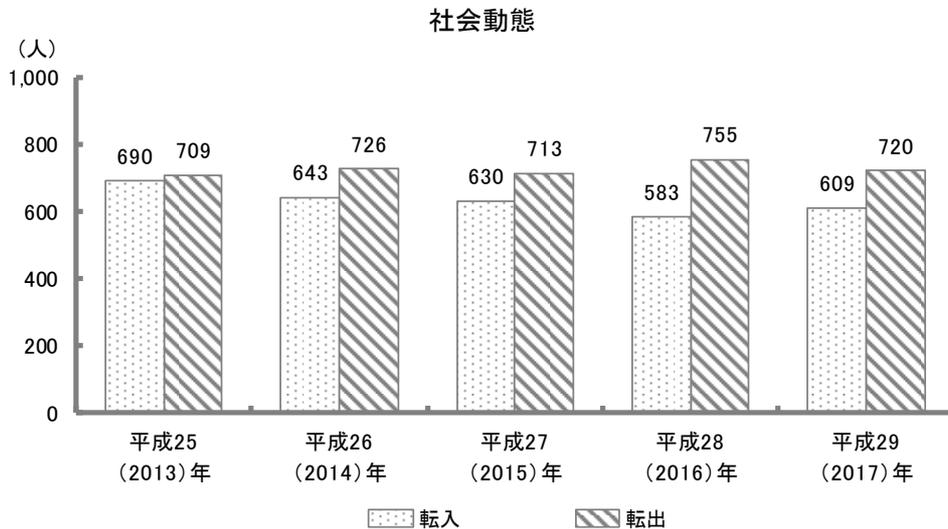
⑥ 自然動態、社会動態

自然動態は、死亡数が出生数を上回る状態が続いていますが、出生数、死亡数共に減少しているため、差は同程度となっています。



資料：岐阜県人口動態統計調査

社会動態は、転出が転入を上回る状態が続いています。転入、転出の差は、年々広がっています。

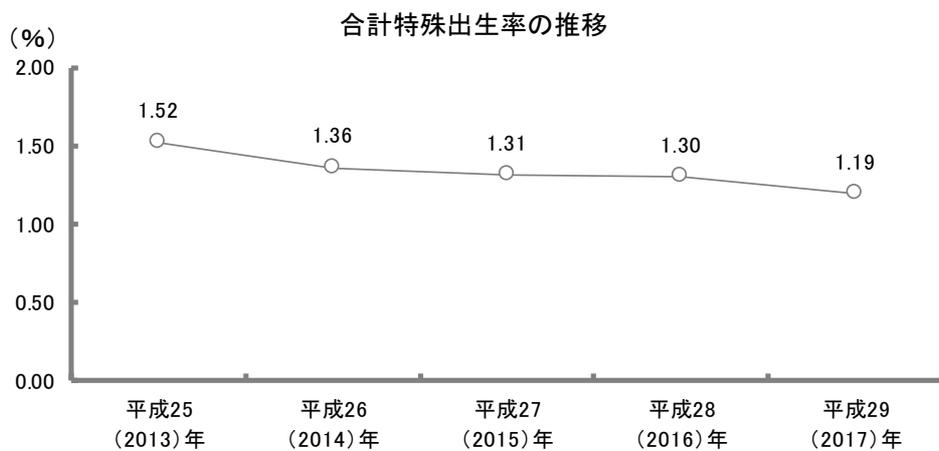


資料：岐阜県人口動態統計調査

(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率[※]の推移

合計特殊出生率は、年々減少しており、平成 29 (2017) 年では 1.19 となっています。

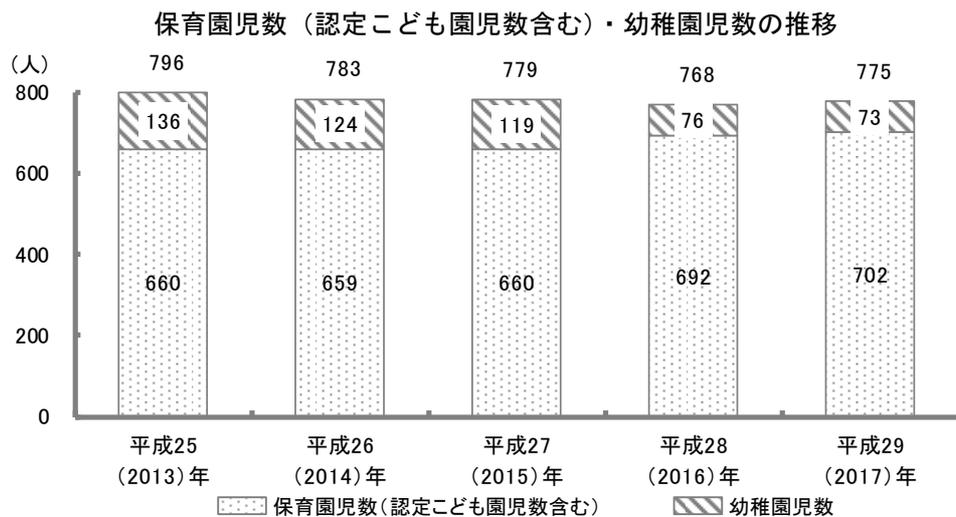


資料：岐阜県統計情報

※合計特殊出生率：15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合のこどもの数を計算したもの。

② 保育園児数（認定こども園児数含む）・幼稚園児数の推移

保育園児数（認定こども園児数含む）・幼稚園児数は、平成 25（2013）年度より年々減少していましたが、平成 29（2017）年度には増加し、775 人となっています。保育園児数（認定こども園児数含む）でみると、平成 27（2015）年度より増加しており、平成 29（2017）年度には 702 人となっています。幼稚園児数でみると、年々減少しており、平成 29（2017）年度には 73 人となっています。

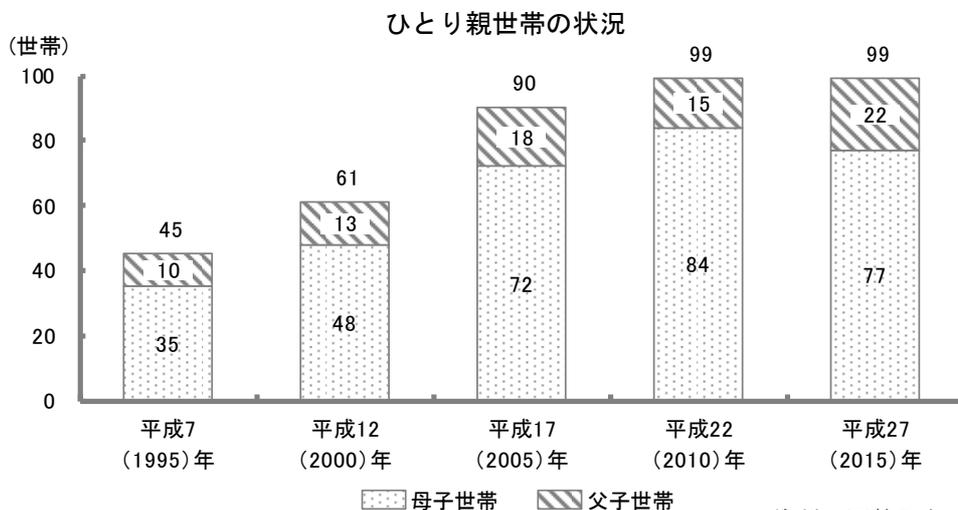


資料：福祉課

※平成 28（2016）年以降保育園は一部認定子ども園に転換しています。

③ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、平成 22（2010）年まで増加していましたが、その後横ばい傾向となっており、平成 27（2015）年には 99 世帯となっています。世帯別でみると、母子世帯は平成 22（2010）年まで増加していましたが、平成 27（2015）年に減少し、77 世帯となっています。父子世帯は年々増加傾向となっています。

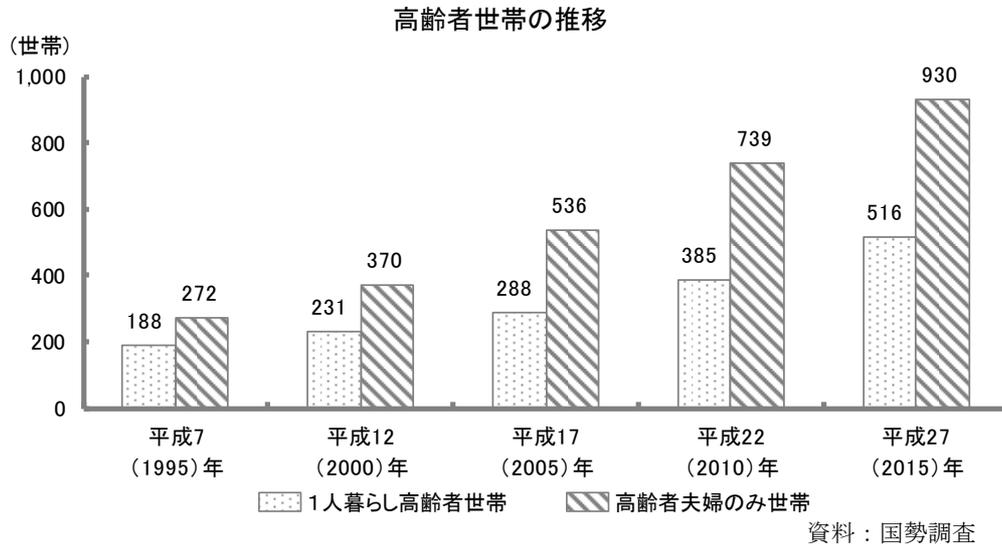


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

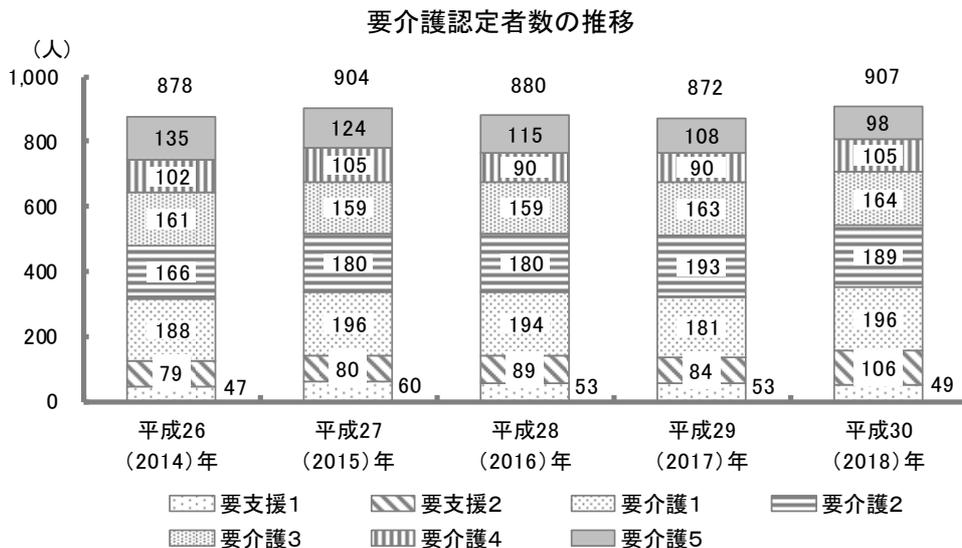
① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯は、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向にあり、平成27(2015)年にはそれぞれ516世帯、930世帯となっています。



② 要介護認定者数の推移

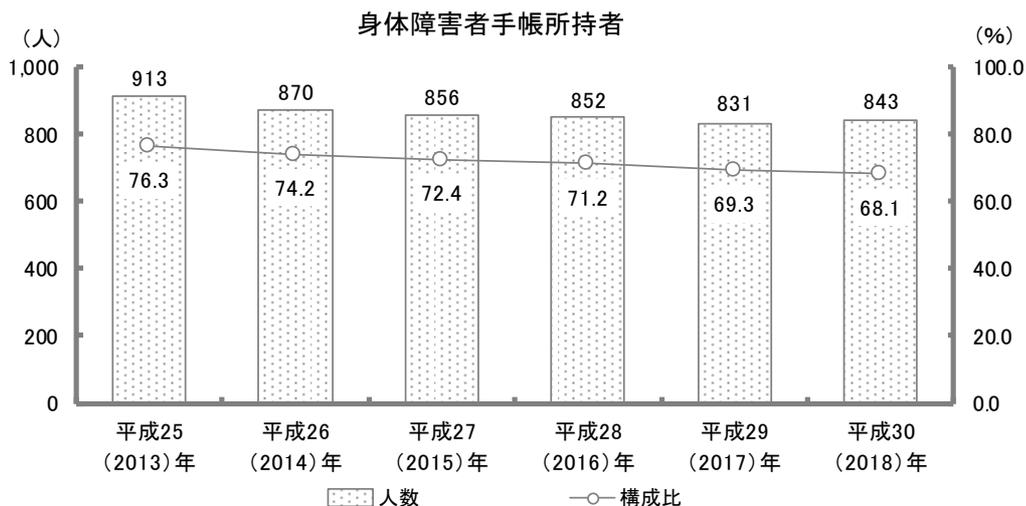
要介護認定者数は、平成27(2015)年から平成29(2017)にかけて減少していましたが、平成30(2018)年には、907人と増加に転じています。要介護度別にみると、平成26(2014)年に比べ、要支援2が増加しており、1.34倍となっています。



(4) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者の推移

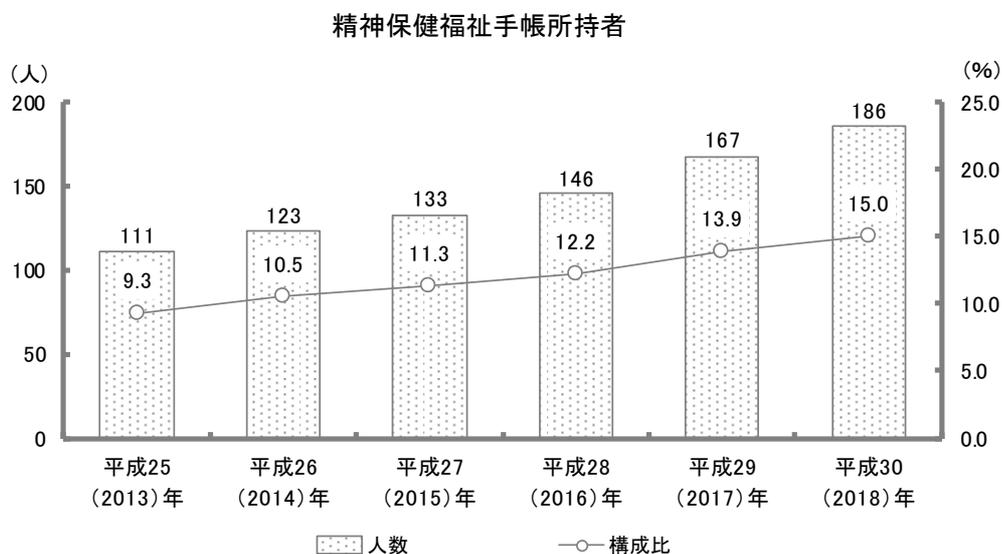
身体障害者手帳所持者は、平成25(2013)年から年々減少していましたが、平成30(2018)年に微増し、843人となっています。構成比も年々減少しており、平成30(2018)年には68.1%となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

② 精神保健福祉手帳所持者の推移

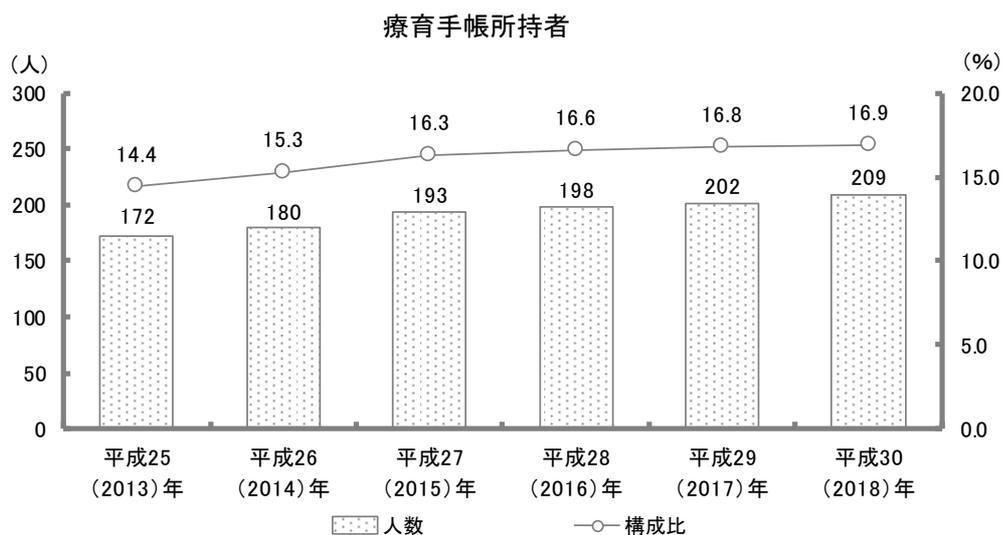
精神保健福祉手帳所持者は、年々増加しており、平成30(2018)年には186人となっています。構成比も年々増加しており、平成30(2018)年には15.0%となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

③ 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、増加しており、平成 30（2018）年では 209 人となっており、構成比は平成 27（2015）年以降横ばいとなっており、平成 30（2018）年では、16.9%となっています。

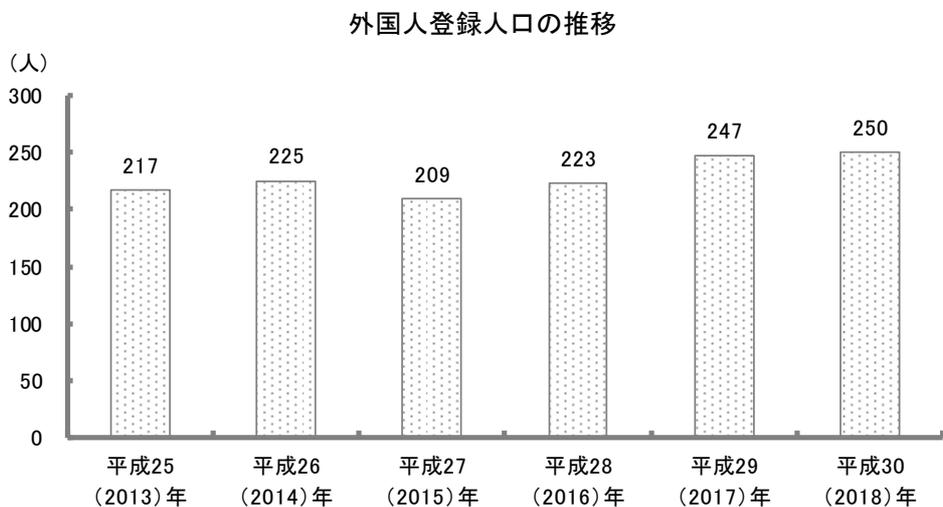


資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（5）外国人の状況

① 外国人登録人口の推移

外国人登録人口は、平成 27（2015）年から増加しており、平成 30（2018）年には 250 人となっています。



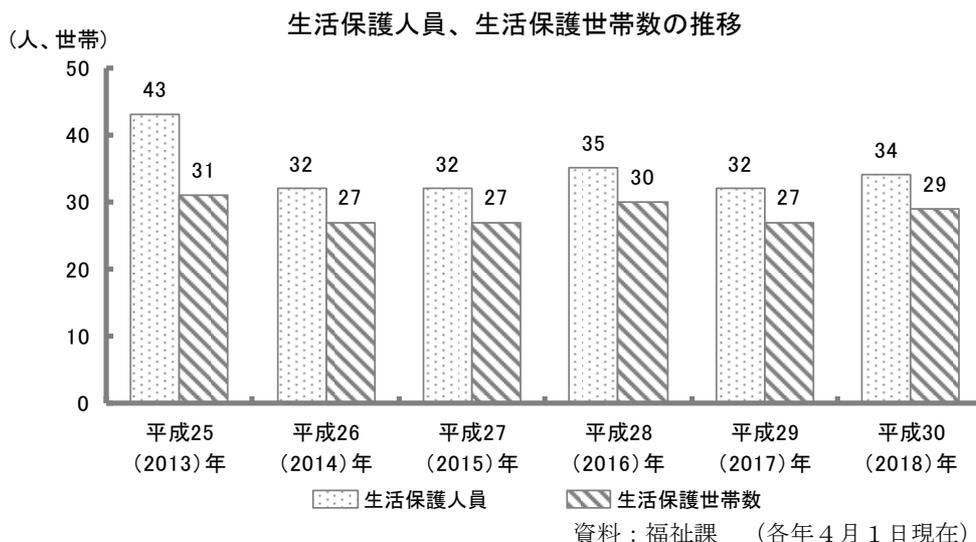
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(6) 生活困窮者等の状況

① 生活保護人員、生活保護世帯数の推移

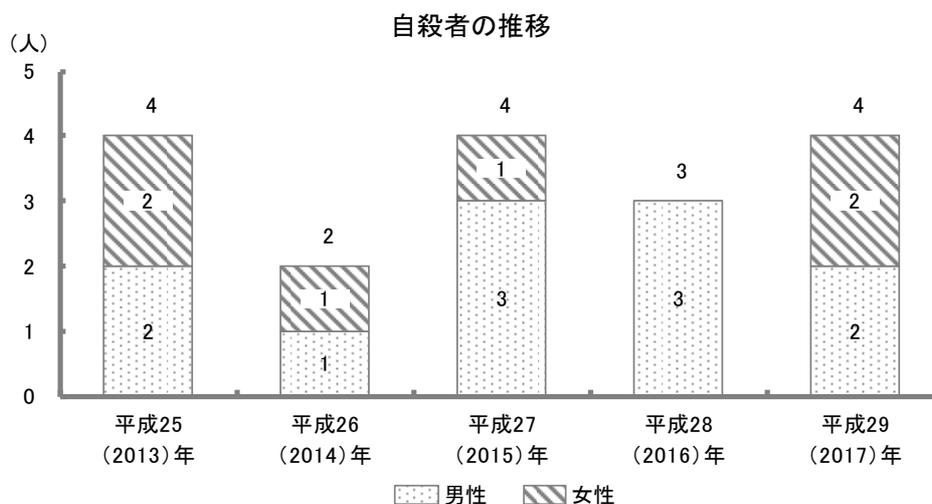
生活保護人員、生活保護世帯数は、生活保護人員でみると、平成26（2014）年より増加傾向となっており、平成30（2018）年には34人となっています。

生活保護世帯数でみると、横ばい傾向となっており、平成30（2018）年には29世帯となっています。



② 自殺者の推移

自殺者数は、増減を繰り返しながら、横ばい傾向となっており、平成29（2017）年には4人となっています。男女別でみると、平成27（2015）年から平成28（2016）年は男性が女性の自殺者数を上回ったものの、ほぼ同水準で推移しています。



※生活困窮者：生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

(7) 地域活動団体等の状況

① 自治会・町内会加入率の推移

自治会・町内会加入率は、平成 29（2017）年からわずかに増加しており、平成 30（2018）年には 99.7%となっています。

自治会・町内会加入率の推移

単位：%

	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年
自治会・町内会 加入率の推移	98.1	98.0	98.1	98.0	99.6	99.7

資料：総務課（各年 4 月 1 日現在）

② 自主防災組織[※]数の推移

自主防災組織数は、横ばいとなっており、47 団体となっています。

自主防災組織数の推移

単位：団体

	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年
自主防災組織数の 推移	47	47	47	47	47	47

資料：総務課（各年 4 月 1 日現在）

③ ボランティア登録団体数

ボランティア登録団体数は、減少傾向にあり、平成 30（2018）年には 13 団体となっています。

ボランティア登録団体数（社会福祉協議会登録数）

単位：団体

	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年
ボランティア登録 団体数	15	14	14	14	13	13

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

※自主防災組織：災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

④ NPO※法人登録団体数の推移

NPO法人登録団体数は、平成28(2016)年に1団体増加し、6団体となっています。

NPO法人登録団体数の推移

単位：団体

	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年
NPO法人 登録団体数の推移	5	5	5	6	6	6

資料：岐阜県（各年4月1日現在）

⑤ サロン※の配置・参加状況

サロンの配置数は、平成26(2014)年より増加しており、平成30(2018)年には19団体となっています。参加人数は、平成30(2018)年には5,766人となっています。

サロン・まちcafe・認知症カフェの配置・参加状況

単位：団体、人

		平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年
サロンの 配置・ 参加状況	配置数	14	13	14	14	19	19
	参加人数	4,284	4,497	4,794	3,584	5,381	5,766
まちcafe の配置・ 参加状況	配置数	-	-	-	1	1	1
	参加人数	-	-	-	210	1,251	1,717
認知症 カフェの 配置・ 参加状況	配置数	-	-	-	-	3	4
	参加人数	-	-	-	-	232	586

資料：社会福祉協議会（年間延べ人数）
健康課（年間延べ人数）

※**サロン**：高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないよう、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動

※**NPO**：ボランティア活動や営利を目的としない福祉・環境・まちづくり・国際協力などの公共活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人をNPO法人という。

2 アンケート調査と主な結果

(1) 調査の目的

日常生活の現状、福祉サービスや地域づくりに関するご意見などをお聞きし、今後の福祉事業に活かすとともに新たな計画の策定に向けた基礎資料として、調査を実施するものです。

※大野町が実施

(2) 調査対象

大野町在住の20歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出

(3) 調査期間

平成30(2018)年6月15日から7月16日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

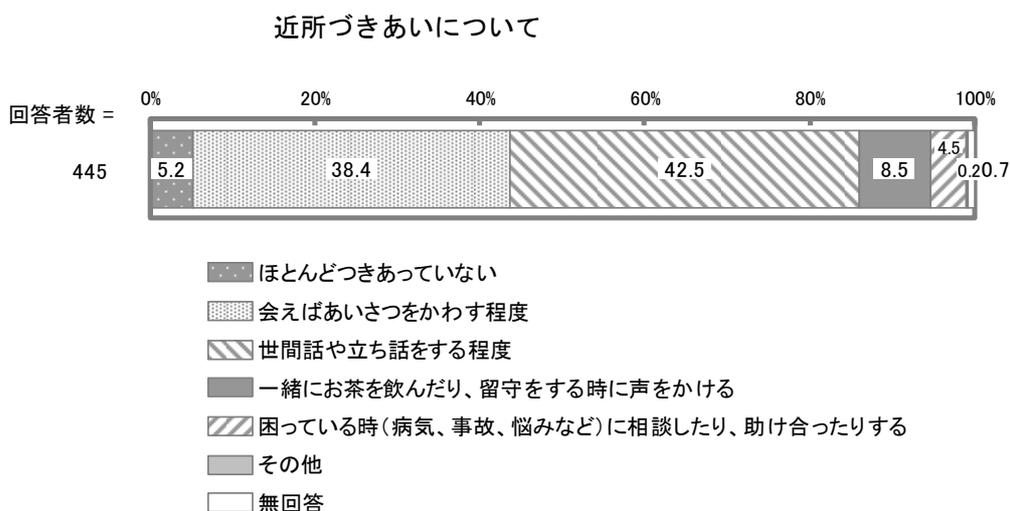
地区	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	1,000 通	445 通	44.5%
第1地区	262 通	131 通	50.0%
第2地区	238 通	88 通	37.0%
第3地区	134 通	64 通	47.8%
第4地区	115 通	50 通	43.5%
第5地区	101 通	51 通	50.5%
第6地区	150 通	59 通	39.3%

※地区不明の方がいるため、全体と地区の合計は合わない。

(6) アンケート調査と主な結果

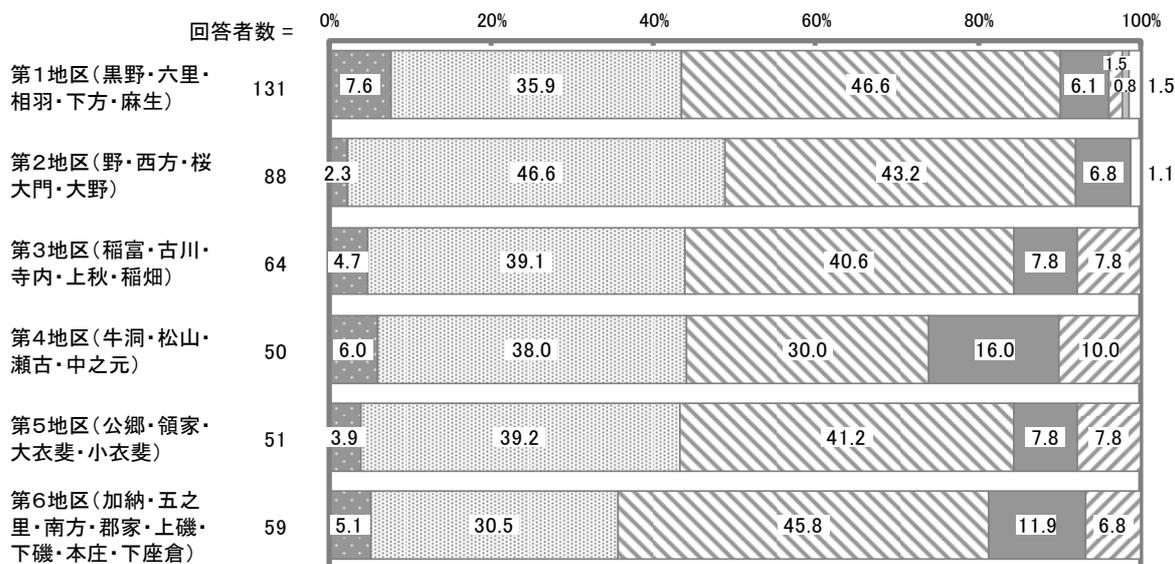
① 近所づきあいについて

「世間話や立ち話をする程度」の割合が42.5%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が38.4%となっています。



【地区別】

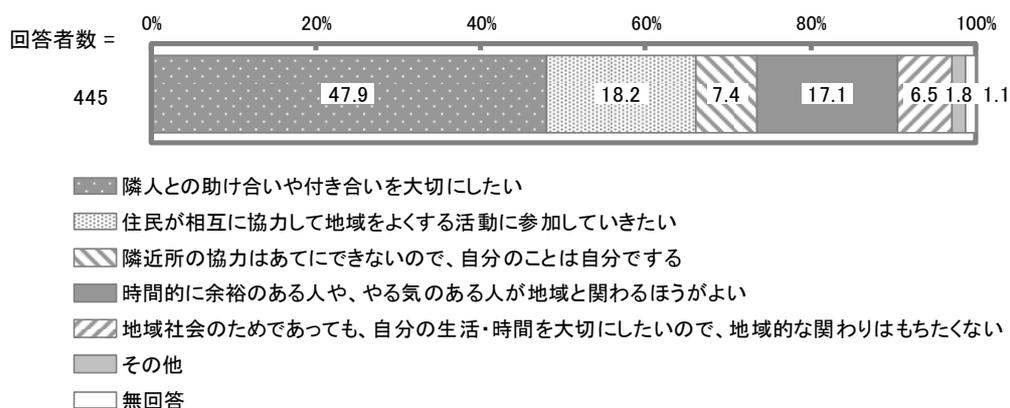
地区別でみると、他に比べ、第2地区（野・西方・桜大門・大野）で「会えばあいさつをかわす程度」の割合が、第4地区（牛洞・松山・瀬古・中之元）で「一緒にお茶を飲んだり、留守をする時に声をかける」の割合が高くなっています。



② 人とのつきあいや関わりについての考え方について

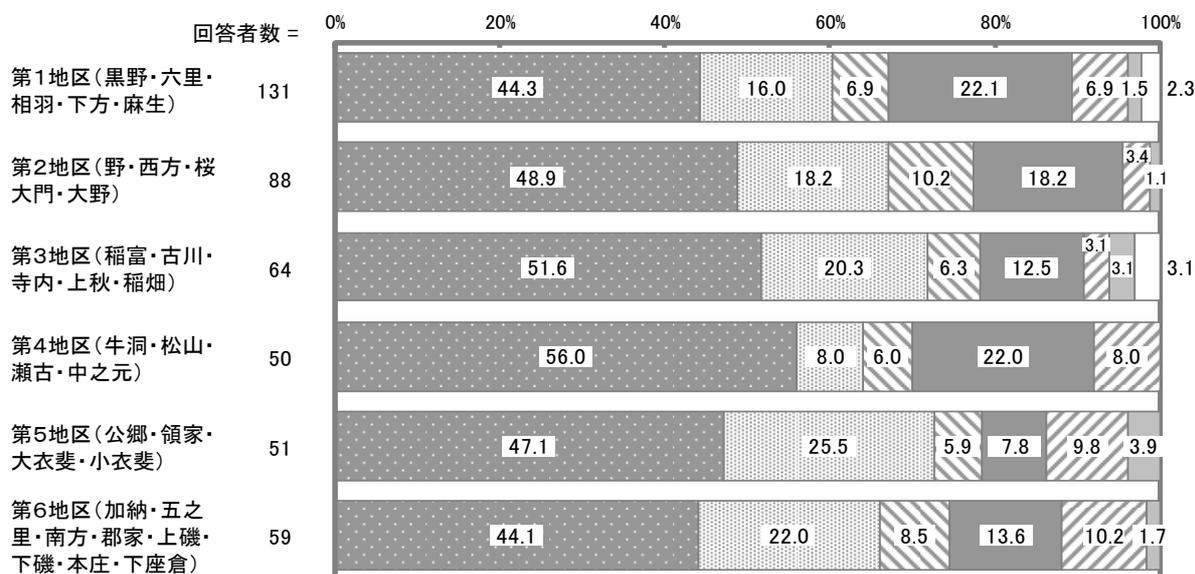
「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」の割合が 18.2%、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」の割合が 17.1%となっています。

人とのつきあいや関わりについての考え方について



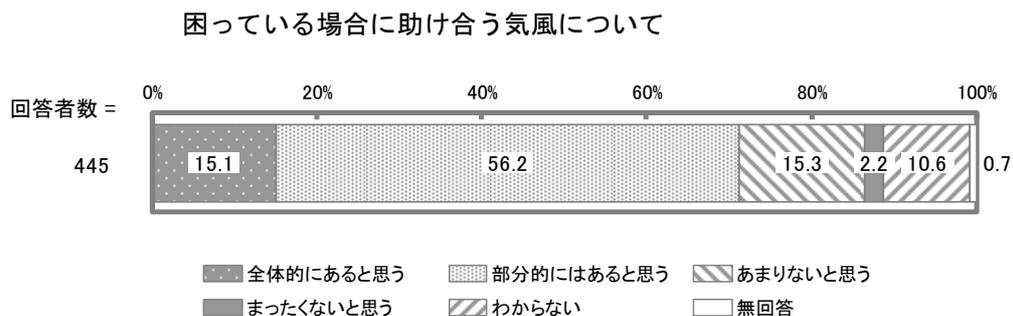
【地区別】

地区別で見ると、他に比べ、第4地区（牛洞・松山・瀬古・中之元）で「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が、第5地区（公郷・領家・大衣斐・小衣斐）で「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」の割合が高くなっています。



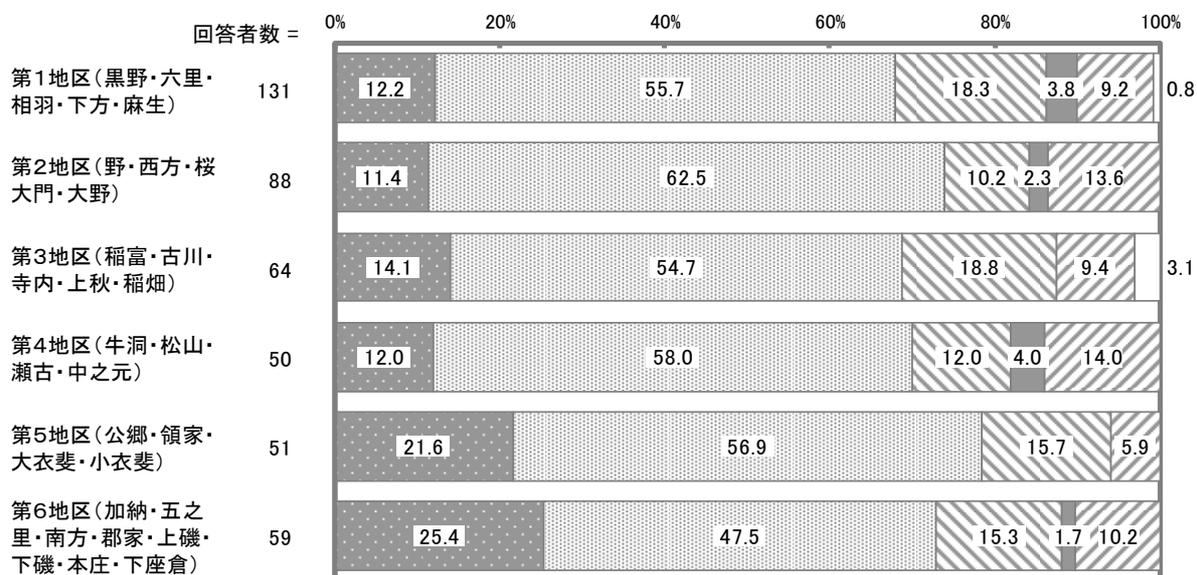
③ 困っている場合に助け合う気風について

「全体的にあると思う」と「部分的にはあると思う」をあわせた“あると思う”の割合が71.3%、「あまりないと思う」と「まったくないと思う」をあわせた“ないと思う”の割合が17.5%となっています。



【地区別】

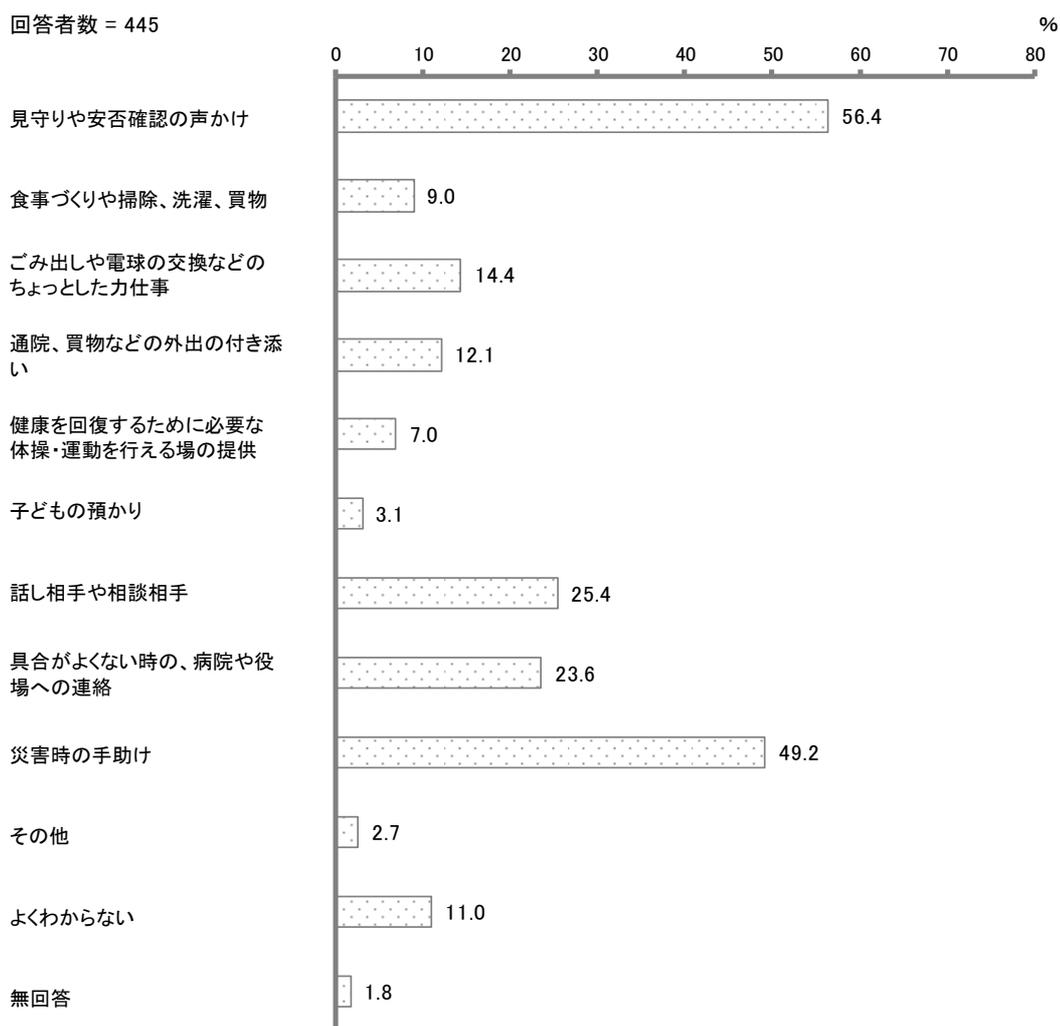
地区別でみると、他に比べ、第5地区（公郷・領家・大衣斐・小衣斐）で“あると思う”の割合が高くなっています。



④ 高齢や病気、事故などで、日常生活が不自由になった時、近所でしてほしいことについて

「見守りや安否確認の声かけ」の割合が56.4%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が49.2%、「話し相手や相談相手」の割合が25.4%となっています。

高齢や病気、事故などで、日常生活が不自由になった時、近所でしてほしいことについて



【地区別】

地区別でみると、他に比べ、第3地区（稲富・古川・寺内・上秋・稲畑）で「災害時の手助け」の割合が、第4地区（牛洞・松山・瀬古・中之元）で「話し相手や相談相手」の割合が高くなっています。

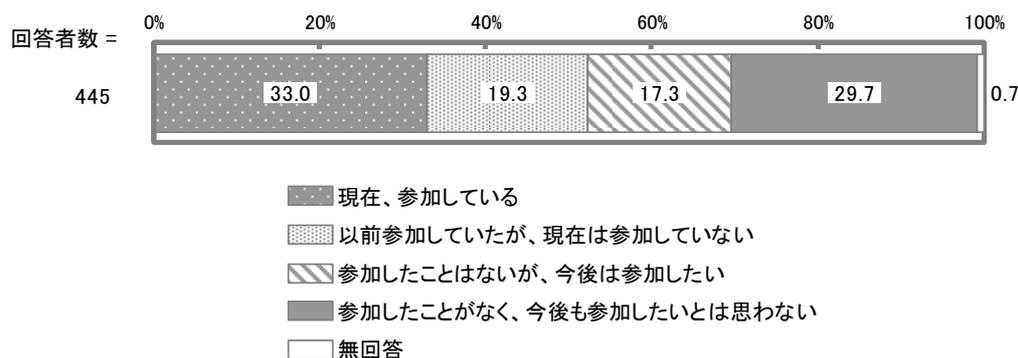
単位：%

区分	有効回答数（件）	見守りや安否確認の声かけ	食事づくりや掃除、洗濯、買物	ごみ出しや電球の交換などのちよつとした力仕事	通院、買物などの外出の付き添い	健康を回復するために必要な体操・運動を行える場の提供	子どもの預かり	話し相手や相談相手	具合がよくない時の、病院や役場への連絡	災害時の手助け	その他	よくわからない	無回答
第1地区(黒野・六里・相羽・下方・麻生)	131	58.0	5.3	18.3	8.4	9.2	3.8	22.9	27.5	49.6	—	9.9	1.5
第2地区(野・西方・桜大門・大野)	88	50.0	6.8	18.2	13.6	2.3	2.3	23.9	27.3	46.6	5.7	10.2	2.3
第3地区(稲富・古川・寺内・上秋・稲畑)	64	65.6	6.3	7.8	10.9	7.8	3.1	26.6	20.3	64.1	1.6	6.3	3.1
第4地区(牛洞・松山・瀬古・中之元)	50	60.0	10.0	10.0	6.0	6.0	2.0	36.0	20.0	44.0	2.0	20.0	2.0
第5地区(公郷・領家・大衣斐・小衣斐)	51	62.7	19.6	13.7	19.6	5.9	—	27.5	15.7	43.1	3.9	9.8	—
第6地区(加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉)	59	44.1	13.6	10.2	16.9	10.2	6.8	22.0	23.7	47.5	5.1	11.9	1.7

⑤ 地域活動やボランティア活動への参加について

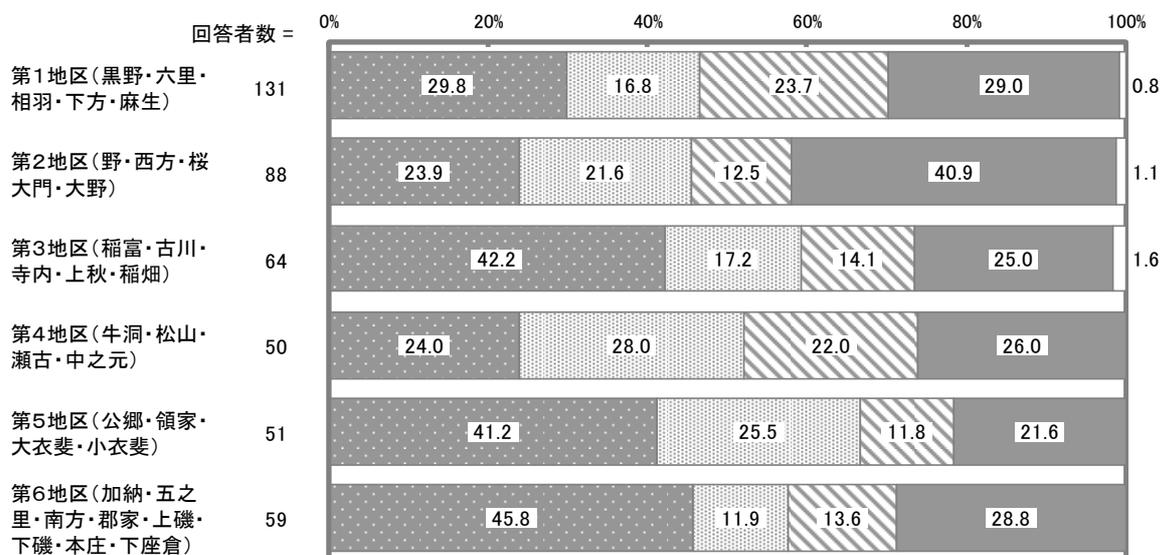
「現在、参加している」の割合が33.0%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が29.7%、「以前参加していたが、現在は参加していない」の割合が19.3%、「以前参加していたが、現在は参加していない」の割合が19.3%となっています。

地域活動やボランティア活動への参加について



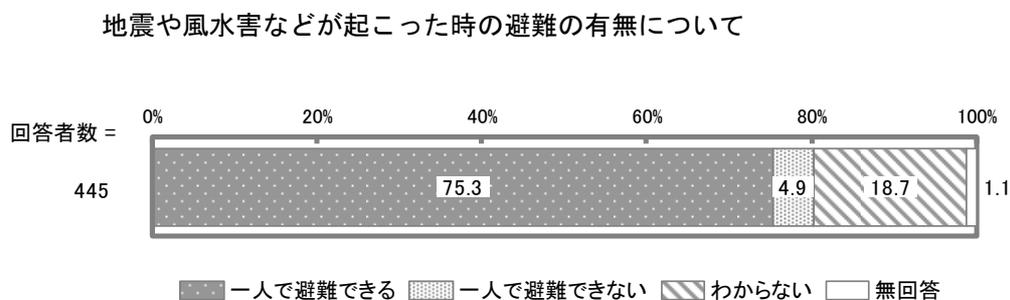
【地区別】

地区別で見ると、他に比べ、第3地区（稲富・古川・寺内・上秋・稲畑）、第5地区（公郷・領家・大衣斐・小衣斐）、第6地区（加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉）で「現在、参加している」の割合が高くなっています。また、第2地区（野・西方・桜大門・大野）で「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が高くなっています。



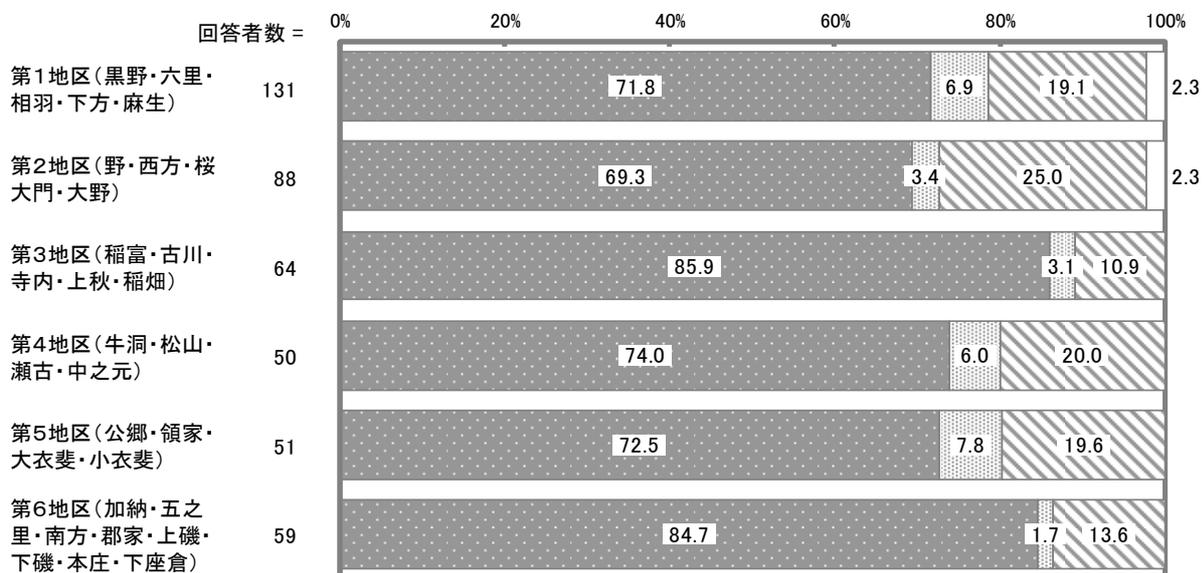
⑥ 地震や風水害などが起こった時の避難の有無について

「一人で避難できる」の割合が75.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.7%となっています。



【地区別】

地区別でみると、他に比べ、第3地区（稲富・古川・寺内・上秋・稲畑）、第6地区（加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉）で「一人で避難できる」の割合が高くなっています。

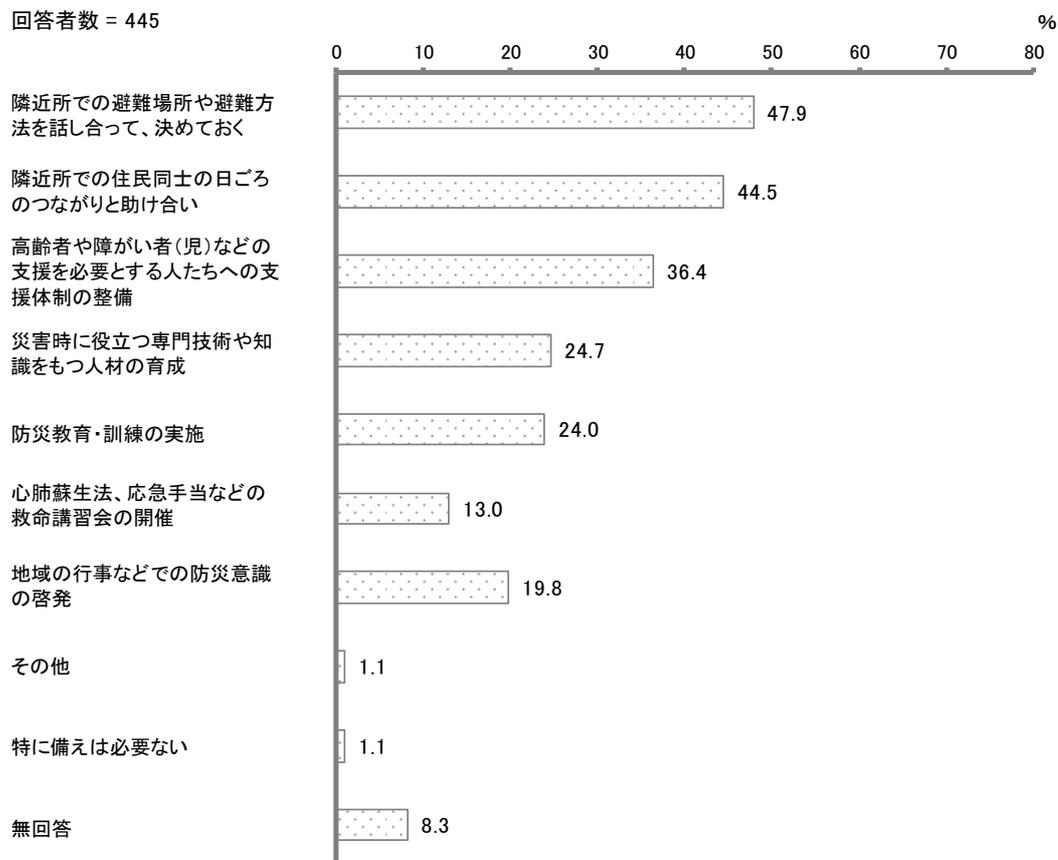


⑦ 大地震などの災害に備えて、地域で必要な備えについて

「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が 44.5%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が 36.4%となっています。

地震や風水害などが起こった時の避難の有無について

回答者数 = 445



【地区別】

地区別でみると、他に比べ、第3地区（稲富・古川・寺内・上秋・稲畑）で「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が、第6地区（加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉）で「防災教育・訓練の実施」の割合が高くなっています。

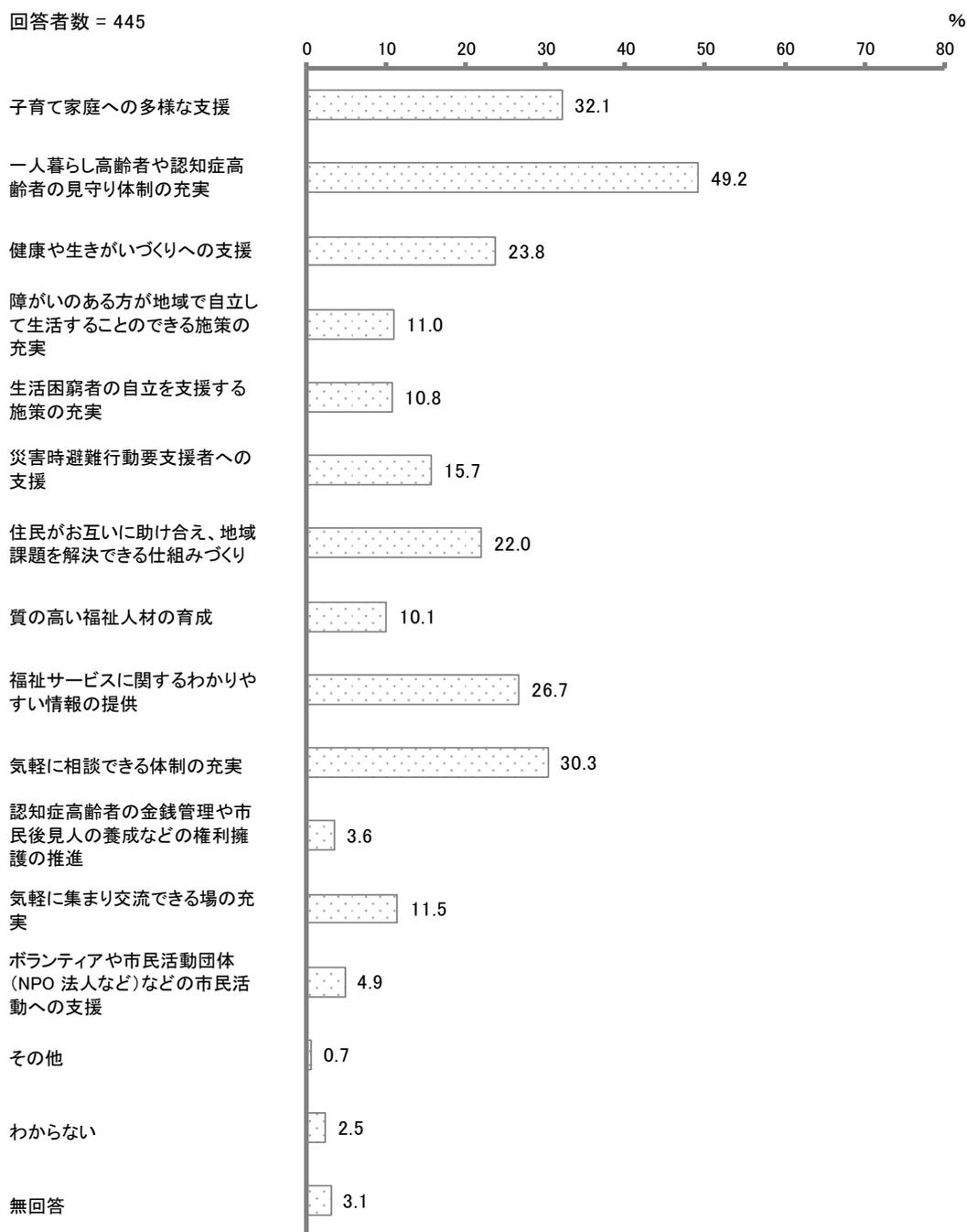
単位：%

区分	有効回答数（件）	隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ て、決めておく	隣近所での住民同士の日ごろのつなが りと助け合い	高齢者や障がい者（児）などの支援を 必要とする人たちへの支援体制の整備	災害時に役立つ専門技術や知識をもつ 人材の育成	防災教育・訓練の実施	心肺蘇生法、応急手当などの救命講習 会の開催	地域の行事などでの防災意識の啓発	その他	特に備えは必要ない	無回答
第1地区（黒野・六里・相羽・下方・麻生）	131	55.7	40.5	38.2	25.2	16.8	9.2	13.7	—	2.3	10.7
第2地区（野・西方・桜大門・大野）	88	42.0	46.6	35.2	26.1	25.0	15.9	25.0	2.3	1.1	4.5
第3地区（稲富・古川・寺内・上秋・稲畑）	64	37.5	53.1	42.2	29.7	25.0	10.9	21.9	—	—	7.8
第4地区（牛洞・松山・瀬古・中之元）	50	40.0	42.0	24.0	14.0	26.0	8.0	24.0	4.0	—	16.0
第5地区（公郷・領家・大衣斐・小衣斐）	51	54.9	43.1	45.1	29.4	25.5	21.6	13.7	2.0	—	3.9
第6地区（加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉）	59	52.5	45.8	32.2	20.3	33.9	13.6	25.4	—	1.7	6.8

⑧ 大野町の地域福祉で重点とすべきことについて

「一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守り体制の充実」の割合が 49.2%と最も高く、次いで「子育て家庭への多様な支援」の割合が 32.1%、「気軽に相談できる体制の充実」の割合が 30.3%となっています。

大野町の地域福祉で重点とすべきことについて



【地区別】

地区別でみると、すべての地区で「一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守り体制の充実」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	子育て家庭への多様な支援	一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守り体制の充実	健康や生きがいづくりへの支援	障がいのある方が地域で自立して生活することができる施策の充実	生活困窮者の自立を支援する施策の充実	災害時避難行動要支援者への支援	住民がお互いに助け合え、地域課題を解決できる仕組みづくり	質の高い福祉人材の育成
第1地区(黒野・六里・相羽・下方・麻生)	131	32.8	49.6	22.9	14.5	11.5	15.3	15.3	8.4
第2地区(野・西方・桜大門・大野)	88	26.1	50.0	18.2	9.1	11.4	19.3	21.6	13.6
第3地区(稲富・古川・寺内・上秋・稲畑)	64	37.5	50.0	25.0	9.4	6.3	14.1	21.9	14.1
第4地区(牛洞・松山・瀬古・中之元)	50	24.0	52.0	22.0	10.0	16.0	20.0	24.0	8.0
第5地区(公郷・領家・大い斐・小い斐)	51	45.1	49.0	21.6	11.8	13.7	7.8	29.4	15.7
第6地区(加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉)	59	30.5	44.1	37.3	8.5	6.8	15.3	30.5	1.7

区分	福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供	気軽に相談できる体制の充実	認知症高齢者の金銭管理や市民後見人の養成などの権利擁護の推進	気軽に集まり交流できる場の充実	ボランティアや市民活動団体(NPO法人など)などの市民活動への支援	その他	わからない	無回答
第1地区(黒野・六里・相羽・下方・麻生)	29.8	35.1	3.1	11.5	6.1	—	0.8	3.1
第2地区(野・西方・桜大門・大野)	25.0	33.0	2.3	13.6	3.4	—	3.4	5.7
第3地区(稲富・古川・寺内・上秋・稲畑)	28.1	35.9	3.1	9.4	7.8	—	1.6	3.1
第4地区(牛洞・松山・瀬古・中之元)	16.0	34.0	4.0	10.0	4.0	4.0	2.0	—
第5地区(公郷・領家・大い斐・小い斐)	37.3	15.7	7.8	5.9	5.9	2.0	2.0	2.0
第6地区(加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉)	20.3	20.3	3.4	16.9	1.7	—	5.1	3.4

3 事業の評価及び課題

(1) 地域福祉活動について

ライフスタイルや社会情勢の変化により、近所づきあいが希薄化しているなか、地域での課題について、住民参加の視点を持ち、地域住民が主体となって課題を解決していくことが重要となっています。

本会では、ボランティアセンターを通じて、ボランティア活動の活性化に向けて取り組んでいますが、ボランティアの高齢化、新加入者の減少により、活動者が減少しています。一方で、ボランティア活動への問い合わせは少ないものの、具体的な事業実施のためのボランティア募集には応募はみられるなど、住民の関心は一定程度あることが想定されます。イベント等でボランティア活動参加型の紹介コーナーを設けるなどの啓発活動にも取り組んでいるものの、ボランティア活動へ参加につながるまでには至っていない現状もあります。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動に参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない人は約3割となっており、地域活動への参加条件として、きっかけ・情報を求める声が多くなっています。また、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことは「住民による身近な支え合い活動（＝地域福祉活動）への支援」が2割となっています。

地域住民の地域活動へのきっかけづくりや、ボランティア活動の内容を広く周知するとともに、地域福祉活動への支援の充実が必要です。

(2) 福祉教育について

子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験は、地域での助けあいの意識の向上や福祉の意識づけにつながります。

アンケート調査では、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことは「児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進」があげられています。

本会では、地域での課題の把握や共有を目的に、地域福祉懇談会を開催し、福祉に対する意識向上に取り組んでいます。

今後も、さまざまな機会を通じて、普及啓発を行っていくとともに、ライフステージに応じて福祉に触れる機会を増やし、福祉に関心のある住民を増やすことが重要です。

(3) 地域の支えあい活動について

大野町の高齢化率は年々上昇しており、今後も団塊の世代が75歳以上になる2025年には支援が必要な高齢者の急増が予測されています。一方で、支援者に目を向けると、地域活動における将来の担い手の不足が指摘されています。

本会では、福祉委員研修の開催やいきいきサロン活動者の研修、交流会を開催し、人材の育成・養成に向けた事業を実施していますが、新たな人材の確保までには至っていないのが現状です。

そのようななか、地域の資源を最大限活用し、地域での支えあい活動をすすめるため、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、地域のニーズ^{*}把握に努め、支えあいの仕組みづくりに取り組んでいます。

今後も、地区ごとの支援ニーズに対応できるよう、要支援者のニーズを把握するとともに、支援者とのマッチング、資源の把握・開発等の取組につなげ、支援を求める人と提供する人とのコーディネート機能の充実が必要です。

(4) 相談体制について

大野町では、少子高齢化や核家族化を背景に、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯が増加しています。

本会では、民生委員・児童委員^{*}、福祉委員をはじめとする身近な地域で日常生活中のさりげない見守り活動を推進しています。

アンケート調査からは日常生活が不自由になった時にご近所にしてほしいこととして、見守りや安否確認の声かけが求められています。また、社会福祉協議会に求めることとして「身近なところで福祉の相談ができる窓口」が4割と高くなっています。

今後も地域住民による見守り活動や各種出前講座などから把握されたニーズが、相談内容に応じて円滑に支援関係機関につながり、解決につながるよう包括的な相談体制の構築が必要です。

福祉の相談先の一つである「大野町社会福祉協議会」については、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が5割半ば、「名前も活動の内容も知らない」が2割と認知度が低くなっており、社会福祉協議会の認知度を高めていくことが必要です。

^{*}ニーズ：人間が日常生活を営む上での必要な基本的なこと、またはそれが満たされていない状態。

^{*}民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の推進に向け、常に住民の立場に立って相談・支援を行う特別職の非常勤地方公務員。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童健全育成の活動を行っている。また、「主任児童委員」として、児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員もいる。

(5) 福祉サービスについて

住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、容易に各種福祉サービスの情報を入手できる環境づくりが求められています。

アンケート調査では、大野町の福祉に関する情報を入手できていない人が全体で7割近く、一人暮らしでは8割を超えており、多くの人が情報を入手できていない現状がうかがえます。社会福祉協議会に求めることとして「福祉に関する情報発信（インターネット等含む）」があげられています。地域や福祉サービスなどの情報が適切に地域住民に行き渡るよう、行政と連携しながら、本会としても情報提供の充実を図ることが必要です。

また、アンケート調査では、社会福祉協議会に求めることとして「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が5割と最も高くなっています。

だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの充実を図り、地域で福祉サービスを必要としている人に、適切なサービスが利用できるようなつなげていくことが必要です。

(6) 災害時の支援体制について

近年、集中豪雨等の自然災害が多発していることや、南海トラフ地震等の大規模な地震発生への危惧から、防災に対する意識が高まっています。

本会では、行政と連携し災害支援ボランティアの受入体制を整備していますが、運用までには至っておらず、体制の整備が課題となっています。

アンケート調査では、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことは「災害時の対応」が3割以上と高くなっており、災害時の支援体制の整備が必要です。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本会では、「みんなのあったかまちづくり」をスローガンに、住み慣れたまちでいつまでもいきいきとした暮らしを続けられるよう、住民参加による地域福祉力の向上と、福祉資源と特性を活かしたまちづくりを目指しています。

地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、福祉課題は多様化・複雑化しており、地域福祉の充実と推進の中核を担う社会福祉協議会の役割は、今まで以上に重要になってきています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である住民が、自らが暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、住民の生活課題を「丸ごと」解決できる体制を構築することが必要となります。

本計画では、地域福祉の理念やしぐみ、行政施策を掲げた『大野町地域福祉計画』との協働のもと、“住民参加”という視点を基礎としながら、地域福祉の活動の展開や住民などの民間主体の自主的・自発的な施策を推進し、大野町に暮らすすべての人が住み慣れたまちで暮らし続けられるよう、基本理念を『「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの ～みんなのあったかまちづくり～』とし、地域福祉の具体的な実践活動を展開します。

[基本理念 ・ スローガン]

**「助けあい」「支えあい」で育む
笑顔があふれる おおの**

～みんなのあったかまちづくり～



|| 2 スローガン

本会では、だれもが自分の持っているものを発揮しながら住み慣れた地域で共に安心して暮らしていけるまちづくりをすすめるという考えのもと、「みんなのあったかまちづくり」をスローガンに地域福祉の推進を図ってきました。

本計画においても、スローガンを踏襲し、計画のスローガンとして位置づけます。

|| 3 重点目標

基本理念の実現に向けて、本会の地域福祉をすすめる上での課題を踏まえ、以下の3つを重点目標とします。

重点目標 1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進

だれもが、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。住民の福祉意識の醸成や、住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、地域の生活支援体制の構築や見守り活動の支援を行い、支えあいや助けあいの活動を促進することで、みんなで支えあう地域を目指します。

重点目標 2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築

だれもが、抱える生活の問題について気軽に相談でき、その人の問題に応じた支援につながり、解決できるような仕組みづくりを行います。また、地域の支援者や専門機関との連携を図り相談体制を充実します。

重点目標 3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

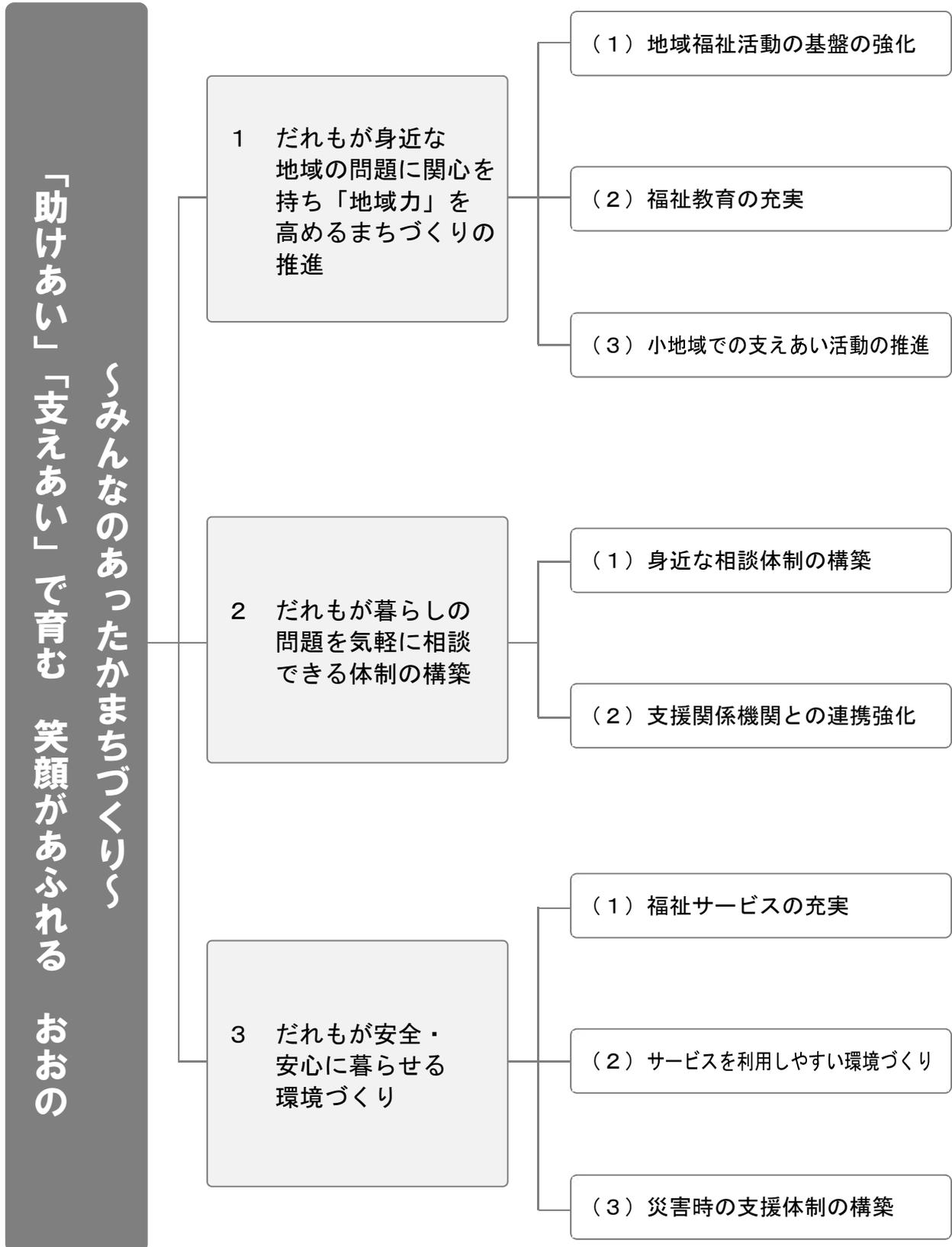
だれもが、生活を豊かにするため、福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、サービスが適切に利用できる体制を構築します。また、災害時の避難体制の構築に向けて、住民の防災に関する意識の向上、人材を育成します。また、災害時に適切な対応が図れるよう、体制の整備や支援体制の構築を図ります。

4 計画の体系

〔 基本理念・スローガン 〕

〔 重点目標 〕

〔 施策 〕





施策の展開

1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進

(1) 地域福祉活動の基盤の強化

地域福祉の活性化に向けて、「社協だより」等による広報活動により、住民の福祉に関する理解を深めるとともに、地域福祉を担う人々や、地域福祉推進の核となる人材に対し、ボランティア養成講座等の研修を行い地域福祉活動への参加につなげます。

また、地域で支援が必要な人々が孤立しない強い地域をつかっていくため、社会福祉協議会、行政、地域団体、ボランティア、民間事業者等と連携した、見守り体制を構築するとともに、見守り活動等を実施している団体などに対し、情報提供や活動を支援し、活動の活性化を図ります。

関連事業

事業名	内容	担当部署
地域活動参加の推進	各地区（自治会・町内会等）へ地域福祉活動に関する情報の提供や共有、住民の地域活動への参加の呼びかけに取り組みます。	本部
運営体制の強化	理事会は、業務執行機関として、住民に理解、協力、信頼を得られるよう適切な組織運営を行い、評議員会は、議決機関として本会の重要事項を審議する機能を発揮できるよう情報提供を行い、体制の強化を図ります。	本部
財政基盤の強化	社会福祉協議会や地域福祉の役割および活動を理解していただき、会員の拡充や共同募金運動等による財源の確保を図ります。	本部
福祉団体等の活動支援	団体の自立的な活動を支援し、社会福祉活動及び自主運営の促進を図るため、補助金を交付します。	本部
福祉委員活動の支援	各地区（自治会・町内会等）から推薦された住民に福祉委員を委嘱し、地域福祉の担い手として、主体的に活動できるよう民生委員・児童委員との福祉業務の連絡調整および研修会を行います。	本部

事業名	内容	担当部署
広報活動の啓発・充実	社会福祉協議会への理解を高め、住民の福祉活動への参加を促進するため、だれもが読みやすく、身近な情報が発信できるよう広報紙の紙面の充実を図ります。また、ホームページの内容の充実と情報を早く提供できるように随時更新を行います。	本部
地域福祉活動計画の策定・評価	町の地域福祉計画に基づいて地域福祉活動計画を策定し、計画の進捗状況の把握と実施状況の評価し、地域福祉の基盤作りをします。	本部
ボランティアセンターの充実	地域福祉を支える住民の福祉意識の高揚と、ボランティア活動への積極的な参加促進のため、広報活動による啓発及びボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動が自主的にできるよう側面から支援します。	本部
福祉活動の普及・啓発の推進	社会福祉功績者表彰式において、福祉活動に対する協力者や浄財寄附者等に感謝の意を表します。また、地域福祉の普及啓発および推進を目的として福祉のふれあい広場を開催します。	本部
共同募金配分金事業の充実	共同募金の配分金により、お互いが見守り支えあうつながる地域づくりをめざし、地域の交流を促進するためサロンやカフェなどの場の充実を図り活動の活性化に向けた支援を行います。	本部

(2) 福祉教育の充実

子どものころから生涯にわたって、福祉体験や多世代交流など福祉に触れ、学ぶ機会を提供するとともに、地域での交流を推進することで、福祉意識の醸成を図ります。

また、支援が必要な人のニーズを把握し、ニーズに合わせたボランティアのスキルアップを行うなど地域福祉の担い手の養成につなげます。

関連事業

事業名	内容	担当部署
福祉委員活動の支援	各地区（自治会・町内会等）から推薦された住民に福祉委員を委嘱し、地域福祉の担い手として、主体的に活動できるよう民生委員・児童委員との福祉業務の連絡調整および研修会を行います。	本部
広報活動の啓発・充実	社会福祉協議会への理解を高め、住民の福祉活動への参加を促進するため、だれもが読みやすく、身近な情報が発信できるよう広報紙の紙面の充実を図ります。また、ホームページの内容の充実と情報を早く提供できるように随時更新を行います。	本部
ボランティアの養成・資質向上の推進	社会情勢に応じたボランティアのスキルアップと、ニーズに合わせたボランティアの養成を行います。	本部
共同募金街頭募金運動の推進	ボランティア連絡協議会や福祉協力校児童生徒に、町内での共同募金街頭募金運動への参加協力を呼び掛けます。	本部
福祉協力校の支援	小・中学生が、自分達の住んでいる地域での福祉の問題や現状を理解できるよう、福祉体験や施設見学等の機会を提供しボランティア活動への積極的な参加を促進します。	本部
災害支援ボランティアの人材養成の推進	防災に関する意識の向上と、災害時に応急処置や復興活動に従事する人材を育成するための研修等を開催します。	本部

(3) 小地域での支え合い活動の推進

小地域の交流を促進するため、サロンやまち cafe などの居場所づくりの推進と、活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。

また、地域の支援が必要な人のニーズと支援者とのマッチングを行い、小地域での生活支援の体制の構築を目指します。

関連事業

事業名	内容	担当部署
生活支援体制の整備	住民相互の支えあいのまちづくりに向け、町の支えあい推進組織と連携し、啓発活動、地域のニーズ・資源の把握、住民の活躍の場の確保、担い手の養成支援により、住民参加による生活支援体制の基盤を整備します。	本部
コミュニティカフェ活動の支援	地域住民の誰もが気軽に立ち寄れ、仲間づくり、情報交換、健康・生きがいづくり、安否確認など、地域での見守りや支えあいの基盤となる集いの場の立上げや活動支援を行います。	本部
地域の現状把握と福祉の推進	多様化するニーズに向け、いつまでも住みよい地域を形成するために、地区公民館単位で地域福祉懇談会を開催し、住民・福祉関係者・機関団体等と課題解決について話し合い、地域の実情を把握するとともに地域福祉の推進を図ります。	本部
サロンの設置・運営の支援	地域サロンの立上げと、活動の継続及び内容の充実などを目的とし、講師派遣や情報提供、その他必要な支援を行います。またレクリエーション用具の貸出を行います。	本部
見守り活動の支援	町と連携し、一人暮らしの高齢者など、要支援者への見守りや安否確認等を目的とした配食サービスや、安心カードの普及・継続を支援します。	本部
住民交流の支援の充実	福祉課題の把握や、民生委員・児童委員と福祉委員の連携強化を目的として、一人暮らしの高齢者との食事会の開催を支援します。また、高齢者や障がいのある人、児童等の交流を深めるための活動支援を行います。	本部 高齢者支援 障がい者支援 子育て支援

数値目標

項目	現状値	目標値 平成 35 (2023) 年度
福祉に関心のある人の増加	71.4%	80.0%
地域活動やボランティア活動に参加している人の増加	33.0%	40.0%
ボランティア活動団体数	13 団体	15 団体
ふれあいサロンの箇所数	19 箇所	49 箇所
生活支援体制整備実施地区	0 地区	6 地区
みまもりネットワーク活動の実施数	6 団体	10 団体

2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築

(1) 身近な相談体制の構築

地区の公民館やサロン等での出張相談等も検討し、地域住民が、身近な地域で、身近な生活の悩みを相談できる体制を構築します。

また、地域の相談役として民生委員・児童委員等と連携し、地域の相談体制を構築します。

関連事業

事業名	内容	担当部署
心配ごと相談所の開設	地域住民の日常生活の悩みごと・困りごとを対象とした、民生委員・児童委員や各種相談員による相談および、弁護士による法律相談を行います。	本部
生活困窮者の自立支援	生活に困窮している人を早期に発見し、支援関係機関と連携して、自立した生活につながるよう支援します。	本部
居宅介護の相談支援	介護サービスや介護用品の利用を希望される人の、相談やサービス利用に必要な手続きの代行、その他、介護施設との連絡調整などを行います。	高齢者支援
障がい児・者の地域生活相談支援	障がいのある人及び障がいのある児童の地域における生活や活動、福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。また、支援関係機関等との連携や連絡調整により、地域での支援体制基盤の構築を目指します。	障がい者支援
子育て支援センターの充実	乳幼児を持つ親の孤立感を和らげ、育児不安や負担の軽減を図るため、安心して相談できる場をつくり、子育ての情報提供や公民館等への出前保育、親子で触れあえる各教室を行い、安心して子育てができるよう支援します。	子育て支援

(2) 支援関係機関との連携強化

住民の抱える生活上の課題に対し、行政や専門機関と連携し、適切な支援ができる体制を構築します。

関連事業

事業名	内容	担当部署
生活困窮者の自立支援	生活に困窮している人を早期に発見し、支援関係機関と連携して、自立した生活につながるよう支援します。	本部
日常生活自立支援事業の利用支援	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、専門員や生活支援員と連携を取りながら、日常的な金銭管理などの福祉サービスの利用援助を行います。	本部
障がい児・者の地域生活支援体制の充実	障がいのある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援関係機関と連携を図ります。	障がい者支援

数値目標

項目	現状値	目標値 平成 35 (2023) 年度
大野町社会福祉協議会を知らない人の減少	18.9%	10.0%

3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 福祉サービスの充実

福祉サービスを利用する人の生活を豊かにするため、サービスの質・量の充実を図ります。

また、住民相互の支えあいによる活動団体の活動を支援します。

関連事業

事業名	内容	担当部署
訪問介護事業の充実	高齢者および障がいのある人の居宅へ介護員が訪問し、家事援助や身体介護サービスを提供するほか、障がいのある人の社会参加の為に外出支援サービスを行い、住み慣れた自宅での暮らしの支援を行います。また、利用者の状態変化を支援関係機関へ連絡、相談し早期に対応します。	高齢者支援
軽度生活援助事業の充実	在宅の一人暮らし高齢者に対して、軽易な日常生活上の援助（買い物・掃除等）を行うことにより自立した生活の継続を可能にし、いきいきと安心して住み慣れた自宅で暮らせるよう支援を行います。	高齢者支援
就労継続支援事業の充実	障がいのある人の就労のために必要な知識や能力の向上を目指した作業や、訓練の指導を行い、支援関係機関等との連携及び利用者一人ひとりの特性を活かした支援を行います。	障がい者支援
子育て支援事業の充実	家庭や地域での生活を含め、子どもの生活全体が豊かになるよう、教育・保育を必要とする子どもを預かります。子どもの最善の利益を考慮して、就学前の人間形成の大切な時期に、自ら考え実行できる、自己決定力の育成をめざし支援を行います。	子育て支援
生活支援等サービス団体の活動支援	福祉サービスを必要とする人の在宅生活を豊かにすることを目的に、住民相互の支えあいによる活動団体の活動推進を支援します。	本部

(2) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、利用者にとって必要な福祉サービスを利用しやすい環境づくりに取り組みます。

関連事業

事業名	内容	担当部署
生活福祉資金貸付の相談援助	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などに対し、経済的自立及び生活意欲や社会参加の促進を図り、安心して暮らせるよう支援関係機関と連携し必要な資金の貸付を行い、償還援助の相談を行います。	本部
日常生活自立支援事業の利用支援	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、専門員や生活支援員と連携を取りながら、日常的な金銭管理などの福祉サービスの利用援助を行います	本部
福祉用具の貸与	介護保険対象外の高齢者、身体障がい者及び一時的に福祉用具が必要な方に車いすの貸出を行います。	本部
サービスの質の向上	福祉サービスを利用しやすい環境づくり、サービスの質の向上と、利用者が施設を選択する際に役立つ情報を提供することを目的として、サービス事業所の第三者評価を受審します。	本部

(3) 災害時の支援体制の構築

災害時の支援体制の構築に向けて、町と連携し、住民の防災に関する意識の向上、災害時に応急処置や復興活動に従事する人材を育成します。

また、災害ボランティアセンターが迅速、かつ効果的に活動できるよう、体制の整備や、災害時の支援体制の構築を図ります。

関連事業

事業名	内容	担当部署
災害ボランティアセンターの体制整備	災害発生時に町内外からの支援ボランティアが、迅速かつ効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直し、体制の整備を図る。	本部
災害支援ボランティアの養成	防災に関する意識の向上と、災害時に応急処置や復興活動に従事できる人材を育成するための研修等を開催します。	本部

数値目標

項目	現状値	目標値 平成 35 (2023) 年度
災害時要支援者名簿について知っている人の増加	12.6%	50.0%



計画の推進

|| 1 連携と協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民一人ひとりをはじめ、地域の活動団体、その他地域社会を構成するあらゆる機関や団体などの参加、協力が重要となります。

そのため、本計画は大野町が策定している「第3期大野町地域福祉計画」とも連携を図り、課題や方向性を共有したうえで、地域福祉を推進し、同じ目線をもった協働のもとに計画の推進を図ります。

|| 2 計画の評価と推進体制

本計画の着実な推進と実効性を担保するために、「大野地域福祉活動計画評価委員会」を設置し、計画の具体的な実施方法の検討や進行管理を行うとともに、柔軟に計画の推進を図ります。

大野町地域福祉活動計画

平成31（2019）年3月

発行：社会福祉法人大野町社会福祉協議会

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80

T E L : 0585-34-2130

